

介護保険で生活環境を整えましょう！



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113

介護保険には、要支援・要介護の認定を受けた方に対し、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与や購入費を支給するサービスがあります。

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

自立した生活を送るために福祉用具を借りることができます。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）が利用者負担額となります。なお、用具の種類や事業者によって貸し出し料金は異なります。

利用を希望する場合は、担当のケアマネジャーに相談してみましょう。

貸し出し対象の福祉用具（13種類） ※要介護度によって利用できる福祉用具が異なります。

○＝利用できる ×＝原則として利用できない △＝尿のみ吸引するものは利用できる	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
- 手すり（工事を伴わないもの） - 歩行器 - スロープ（工事を伴わないもの） - 歩行補助つえ	○	○	○
- 車いす - 車いす附属品（クッション・電動補助装置等） - 特殊寝台 - 特殊寝台附属品 - 床ずれ防止用具 - 認知症老人徘徊感知機器 - 体位交換器 - 移動用リフト	×	○	○
自動排せつ処理装置	△	△	○

★一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器（シルバーカーを除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）

トイレ、入浴関連の福祉用具を購入する際に、購入費の一部を支給するサービスです。

一旦、利用者が全額負担し、後で役場に申請すると同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、費用の9割（一定以上の所得がある方は8割または7割）が介護保険から支給されます。

※担当のケアマネジャーと相談し、必要と判断されたものが対象となります。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象になりません。

購入費支給対象の福祉用具（6種類）

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排せつ処理装置の交換部分
- 排せつ予測支援機器
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具部分